

## 10. まちづくりの実現方針

### (1) 基本的な考え方

今後の白山市のまちづくりは、本マスタープランで示された方向性に沿って進めるものとし、新たな宅地開発や都市施設の整備などに際しては、本マスタープランを十分に活用し、迅速かつ確実なまちづくりを推進していきます。

本マスタープランで示した白山市の将来像を実現するために、地域が主体となったまちづくりを支援しつつ、市民・事業者・行政が一体となったまちづくり活動体制の確立を図ります。

立地適正化計画における都市機能誘導区域への都市施設の誘導や、居住誘導区域への居住機能の誘導、都市計画制度を活用した土地利用の規制・誘導を図ることで、過度の開発を抑制したコンパクトな市街地を形成するとともに、民間活力を活用しつつ、選択と集中による都市基盤の整備を図ることで、持続可能なまちづくりをめざします。

### (2) 協働によるまちづくりの推進

#### (2)-1 市民・事業者・行政によるパートナーシップ

まちづくりに関わる市民や地域・NPOなどの市民団体、商店街や企業などの事業者、行政などの多様な主体が、まちづくりの目標や課題を共有し、役割分担や連携・協力をを行いながらまちづくりを推進していきます。

#### ①市民の役割

市民一人ひとりが地域に対する誇りと親しみを持つと同時に、将来の地域について考え、自らの地域を良くしようと自主的に取り組み、積極的にまちづくり活動へ参加することが大切です。

#### ②事業者の役割

事業者は、人々の雇用の確保や事業活動による周辺地域への影響など、まちづくりに対する大きな影響力を持っていることから、まちづくりに対する理解を深めて市民や行政と協力し、社会的に貢献するなどの役割を担っていくことが大切です。

#### ③行政の役割

白山市と国・県・近隣市町や関係機関が互いに連携・調整することにより、土地利用の規制・誘導や、道路・公園などの都市基盤の整備について、総合的なまちづくりを推進します。

まちづくりに関する情報提供や市民のまちづくり活動への参加機会の確保、まちづくりに対する活動支援など、地域主体のまちづくりに向けた推進体制の充実を図ります。

## (2)-2 地域主体のまちづくりの支援

住みよい魅力ある地域をつくり上げていくには、そこに住む市民が主体的かつ継続的にまちづくりに取り組むことが不可欠であり、地域と行政が共にまちづくりに取り組む「市民協働で創るまちづくり」を推進していくことが必要です。そのため、地域の自発的なまちづくり活動の支援やまちづくりへの参加機会の創出などに努めます。

市民・事業者などの創意工夫をいかした都市計画提案制度の活用など、地域特性に応じた計画策定に努めます。

### ①まちづくりに対する情報の充実

広報や市ホームページなどを活用し、計画検討段階から情報を公開するとともに、まちづくりに関連した情報を提供します。

### ②まちづくりへの参加機会の充実

まちあるきなどのイベントを通じ、地域の魅力の再発見や意見交換の場を創出するとともに、ワークショップなどの市民参加による計画策定に努めます。

### ③まちづくりを担う人材の育成

学校教育の場において、自分たちが住むまちの資源（人・モノ・コト）の調査や探求などの活動を通して、子どもたちのまちづくりに対する意識啓発を図ります。

また、新たな地域活動の担い手の参画を促進します。

## (3) 各種制度を活用したまちづくりの推進

### (3)-1 立地適正化計画に基づく市街地の充実

立地適正化計画に基づく「都市機能誘導区域」および「居住誘導区域」を指定し、これらの区域へと都市施設や居住機能を誘導するとともに、公共交通によるネットワーク化により、既存の市街地の空洞化を抑制し、都市機能が充実した利便性が高く魅力ある市街地の形成を図ります。

### (3)-2 土地利用の規制・誘導

都市計画区域においては開発圧力が高いことから、無秩序な開発を抑制し、計画的に市街化を図る必要があることから、これまでどおり区域区分（いわゆる線引き）を継続します。また、土地の利用用途に変化があった場合、必要に応じて用途地域や特別用途地区の見直しを行い、建物用途の混在を防ぎ、長い時間をかけて純化を図ります。

今後においては、白山市の均衡ある発展をめざすため、社会情勢と地域ニーズに応じて、農地の保全にも十分に配慮しながら、区域区分の見直しと新たな市街地としての整備を検討します。

### (3)-3 都市基盤の整備

都市基盤の整備については、既存の都市施設をいかしながら、限られた財源のなかで選択と集中を図り、効率的かつ効果的に事業を推進します。

中心市街地や白山ろく地域の活性化、歴史的まちなみをいかしたまちづくりは、各種補助事業を活用して、総合的・戦略的にソフトやハードが連携した様々な事業で実施します。

一団の宅地開発を行う場合は、土地区画整理事業などの市街地開発事業を基本とし、専門家の派遣をはじめとする地域のまちづくり団体への支援や、市街地の形成を適正に運営・維持するエリアマネジメント（地域管理）の支援に努めます。

都市基盤施設や公共公益施設などは、国や県、事業者などの関係機関の理解と協力のもと、各種補助事業の積極的な活用により、事業の早期実現を図ります。

### (4) 適正な公共事業の推進

都市計画道路などの公共事業については、必要性が高い事業の推進と優先度の低い事業の判別を行い先送りするなど、選択と集中により効率的かつ効果的な事業を推進します。

#### (4)-1 公共事業のコスト縮減および評価

公共事業のコスト縮減については、計画・設計・施工・維持管理の各段階における最適な材質・工法・設備などの内容についての見直しを行うとともに、公共工事の品質を確保したコスト縮減に取り組みます。

また、大規模な公共事業については、中期計画などによる評価を行い、計画的な事業の実施に努めます。

#### (4)-2 効率的な維持管理の推進

高度経済成長期に整備した多くの施設が更新時期を迎えるなかで、既存および今後整備する公共施設について、計画的かつ効率的な修繕による施設の延命化・長寿命化を図るために、「白山市公共施設等総合管理計画」に基づきアセットマネジメント（資産管理）に取り組みます。

#### (4)-3 民間活力の有効活用

公民が連携して公共サービスの提供を行うPPP手法（Public-Private-Partnership）やPFI手法（Private Finance Initiative）、指定管理者制度などの民間活力を積極的に導入することで、多様化する市民ニーズに対応したまちづくり事業を推進します。

### (5) マスタープランの評価と見直し

本計画は、中間年次などにおいて、まちづくり施策の進捗状況を適正に評価して、PDCAサイクルの考えに基づいて適正な見直し・改善を図り、まちづくりを着実に推進します。

また、社会経済情勢に大きな変化があった場合などにおいても、必要に応じて適宜見直しを行います。